

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月25日

【事業年度】 第5期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 株式会社PKSHA Technology

【英訳名】 PKSHA Technology Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 上野山 勝也

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F

【電話番号】 03-6801-6718(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 吉岡 哲俊

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F

【電話番号】 03-6801-6718(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 吉岡 哲俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)					934,057
経常利益 (千円)					384,199
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)					268,305
包括利益 (千円)					268,686
純資産額 (千円)					5,539,270
総資産額 (千円)					5,852,657
1株当たり純資産額 (円)					433.47
1株当たり 当期純利益金額 (円)					24.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					22.03
自己資本比率 (%)					94.6
自己資本利益率 (%)					9.0
株価収益率 (倍)					374.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					484,819
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					149,719
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					4,835,072
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					5,460,278
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)					32

(注) 1. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 当社は平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	10,804	110,640	292,489	459,665	880,995
経常利益 (千円)	145	49,209	149,174	157,750	275,741
当期純利益 (千円)	42	31,405	100,241	116,188	197,483
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,000	1,000	1,000	80,050	2,510,336
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,527	12,779,000
純資産額 (千円)	1,042	32,632	133,278	410,011	5,468,447
総資産額 (千円)	6,098	62,110	233,573	474,128	5,674,729
1株当たり純資産額 (円)	104.20	3,263.25	13.33	38.65	427.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.20	3,140.51	10.02	11.39	18.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					16.21
自己資本比率 (%)	17.09	52.54	57.06	85.82	96.3
自己資本利益率 (%)	4.12	186.52	120.84	43.02	6.7
株価収益率 (倍)					508.6
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			127,462	35,278	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			31,542	33,872	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				161,202	
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			127,497	290,106	
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	[]	3 []	8 []	19 []	30 []

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5. 第1期から第4期までの株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 主要な経営指標等のうち、第1期及び第2期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
7. 第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 第1期及び第2期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第3期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、第5期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社代表取締役 上野山勝也は、当社設立以前は大学にて機械学習技術の応用研究に従事しておりましたが、平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新（注1）をきっかけに、当社を設立いたしました。当社は社内で開発したアルゴリズムモジュール（注2）を様々なソフトウェアとハードウェア機器に組み込み、それらを利用するユーザーの体験を新しくするアルゴリズムソリューションを展開しております。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成24年10月	東京都新宿区に機械学習技術を用いたデータ解析事業を事業目的とした、株式会社AppResearch（資本金1,000千円）を設立
平成25年2月	アルゴリズムモジュール「予測モジュール<Predictor>」を開発
平成25年6月	本店所在地を東京都文京区本郷七丁目「東京大学産学連携プラザ」に移転
平成25年11月	アルゴリズムモジュール「強化学習モジュール<Reinforcer>」を開発
平成26年2月	本店所在地を東京都文京区本郷七丁目「東京大学アントレプレナープラザ」に移転
平成26年3月	アルゴリズムモジュール「推薦モジュール<Recommender>」を開発
平成26年8月	「株式会社AppResearch」から「株式会社PKSHA Technology」に商号変更
平成26年12月	アルゴリズムモジュール「異常検知モジュール<Detector>」を開発
平成26年12月	アルゴリズムモジュール「テキスト理解モジュール<Dialogue_1>」を開発
平成27年3月	アルゴリズムモジュール「画像/映像解析モジュール<Recognizer>」を開発
平成27年10月	アルゴリズムモジュール「対話モジュール<Dialogue_2>」を開発
平成27年10月	CRM 領域のアルゴリズムソフトウェア（注3）「CELLOR（セラー）」をリリース
平成28年10月	カスタマーサポート領域のアルゴリズムソフトウェア「BEDORE（ベドア）」をリリース
平成28年10月	BEDORE事業（自然言語処理技術を用いたカスタマーサポートソリューション）を会社分割により子会社化。東京都文京区本郷二丁目に株式会社BEDORE設立（現・連結子会社）
平成28年12月	動画認識領域のアルゴリズムソフトウェア「PKSHA Vertical Vision（パークシャヴァーティカルビジョン）」をリリース
平成28年12月	業務拡張のため、本社を東京都文京区本郷二丁目「本郷瀬川ビル」に移転
平成29年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場

（注1）平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新とは、「深層学習技術」と呼ばれる機械学習技術の手法の登場により、コンピューターが外的環境の認識性能を飛躍的に高めたことを指します。当初、画像認識・音声認識領域に始まり、現在は様々な人工知能研究の領域に応用され研究が加速しております。

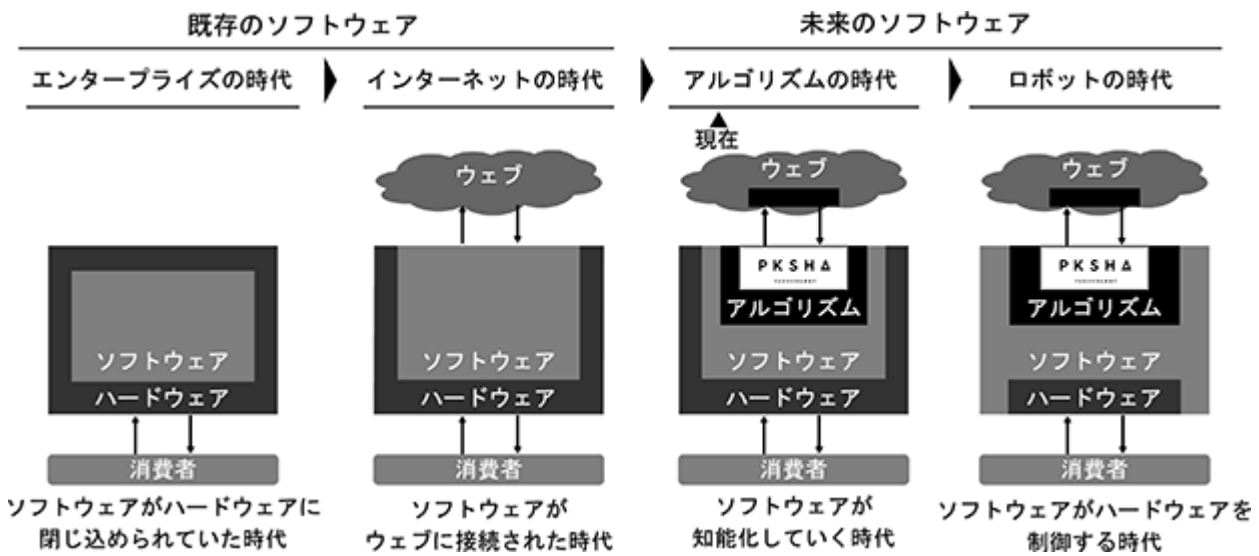
（注2）「アルゴリズム」とは、コンピューター上における課題解決の手順・解き方をいい、「モジュール」とは、汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたものであり、ソフトウェアを構成する個々の構成要素（機能ごとのプログラムのまとまり）をいいます。当社において「アルゴリズムモジュール」とは、アルゴリズムを再利用可能な形でプログラムとしてひとまとまりにしたものと定義しております。

（注3）アルゴリズムモジュールを用いて構築されたソフトウェアを指します。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社BEDOREの計2社で構成されております。当社グループでは、「未来のソフトウェアを形にする」をコーポレートミッションに掲げ、社内で開発したアルゴリズムモジュール（後述「(1)当社グループが提供するアルゴリズムモジュールについて」をご参照ください）を用いたアルゴリズムライセンス事業を展開しております。

当社は、下記の4つのステップでデジタル技術が社会に普及していくと考えており、知的な処理を行う未来のソフトウェアが社会に普及していくと考えております。技術的には、平成24年の機械学習技術の研究分野で起こった技術革新すなわち「深層学習技術」の登場を機に、インターネットに接続されたソフトウェアが、アルゴリズムに置き換わりはじめており、ソフトウェアが以前よりも知的な処理を行うようになってきていると考えております。平成29年現在はアルゴリズムの時代の黎明期にあると考えており、今後、より知的な処理を行うソフトウェアが増加し社会に普及していくと考えております。



また、社会的背景からも、アルゴリズムを用いたソフトウェアのニーズが高まっていると考えております。

第一に、国内においては、人口が減少しており2030年には1.16億人、2055年には0.8億人まで減少すると予想されております(出所：総務省統計局「日本の統計2017 人口の推移将来人口」)。労働人口が減少するなか、人が行っている業務をソフトウェアに置き換えることで、労働生産性を維持・向上させる社会的要請が高まっております。現在、日本の労働人口の約49%に、アルゴリズムを用いたソフトウェアによる代替可能性があると言われており(出所：野村総合研究所「ニュースリリース」平成27年12月)、アルゴリズムソフトウェアが活用される領域は中長期的に拡大し続けると考えております。

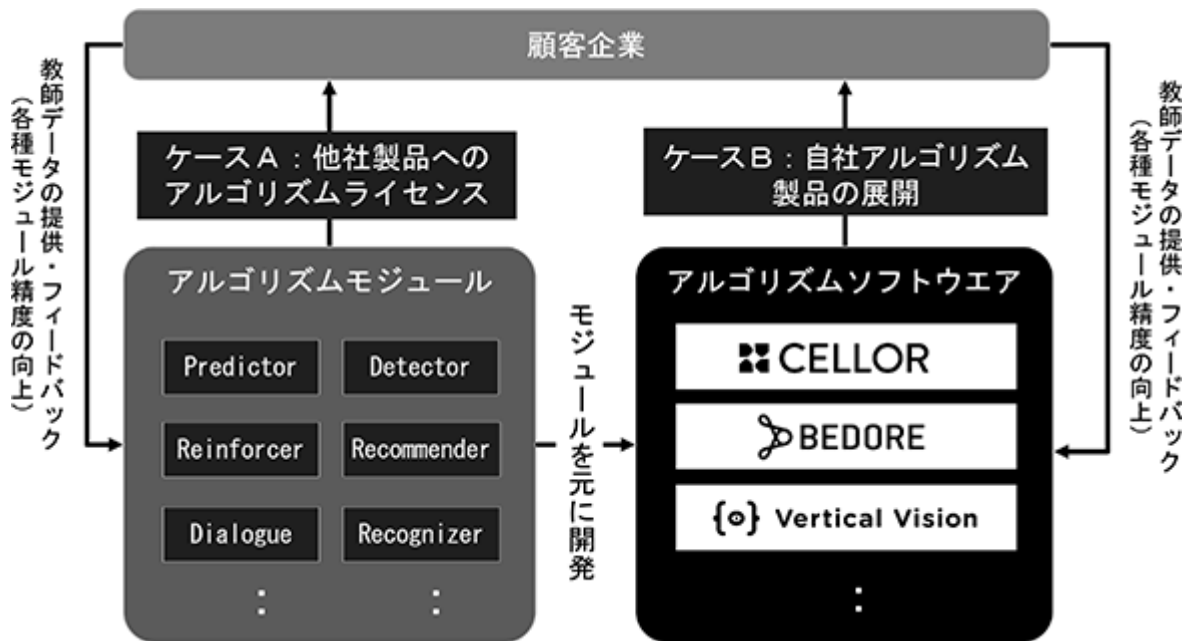
第二に、アルゴリズムが学習するデータ量も増加すると考えられ、国内のIoT市場売上規模は、2015年の約6.2兆円から、2020年には約13.8兆円に達すると予測されております(出所：IDC Japan 株式会社「国内IoT市場 テクノロジー別予測、2016年～2020年」)。様々なIoT端末から収集されるデータはアルゴリズムソフトウェアに入力され、アルゴリズムの品質は中長期に高まり続ける構造を持ち、社会のアルゴリズムソフトウェアの活用ニーズはより一層高まると考えております。

当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

<アルゴリズムライセンス事業の概要>

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。アルゴリズムモジュールは、様々なソフトウェア及びハードウェア上に組み込まれ、動作いたします。当社グループは、それらの提供を通じて、顧客企業の業務の半自動化・自動化を通じた業務効率化、またはサービス・製品の付加価値の向上、サービス自体のモデル革新の実現を支援しております。

アルゴリズムモジュールの販売形態は2つあり、一つは、顧客企業が保有するソフトウェアもしくはハードウェアに組み込むケース（以下、ケースA）であります。もう一つは、自社のソフトウェアに組み込み、アルゴリズムソフトウェアとして販売するケース（以下、ケースB）であります。なお、収益構造は、ケースA、ケースBのどちらの場合でも同様に、初期設定時に受領するイニシャルフィーと、設定後月額で受領するライセンスフィーの2つから構成されております。



2つの販売形態の売上構成は下記の通りであります。

構成	第4期		第5期	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%) (注)
ケースA： アルゴリズムモジュール	389,506	133.2%	529,008	135.8%
ケースB： アルゴリズムソフトウェア	70,158	-	405,048	577.3%
合計	459,665	157.2%	934,057	203.2%

(注) 平成29年9月期より連結財務諸表を作成しているため、平成28年9月期の個別財務諸表をもとに前年同期比を算出しております。

[アルゴリズムモジュールの内容と販売形態]

(1) 当社グループが提供するアルゴリズムモジュールについて

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。当社の主なアルゴリズムモジュールは以下のとおりであります。

アルゴリズムモジュール名	機能	利用用途(例)
テキスト理解モジュール <Dialogue_1>	テキストデータの意味理解 例：テキスト内容を理解、テキストを分類・類型化	社内文書からの特定文書の抽出 コールセンターログの分析・見える化
対話モジュール <Dialogue_2>	自然言語処理技術での対話・応答の制御 例：最適な対話シナリオを選択、音声認識への拡張も可能	チャット上の自動対話 ロボットとの自動対話
画像/映像解析モジュール <Recognizer>	画像・映像データ内の物体認識 例：カメラ等のイメージングデバイスの知能化技術	店頭カメラの自動認識機能
推薦モジュール <Recommender>	レコメンデーションによる情報出しわけ 例：ユーザーの好みに合わせてコンテンツを推薦	ECサイト上の商品推薦 ウェブサイト上の情報推薦
予測モジュール <Predictor>	時系列情報に対して未来予測を行う 例：過去の行動履歴からの行動予測	ECサイトのユーザーの購買予測 金融機関での与信スコアの構築
異常検知モジュール <Detector>	異常値の検知 例：機器の故障検知、不適切コンテンツの検知	工場の検品処理の自動化・半自動化
強化学習モジュール <Reinforcer>	行動履歴から学習を行う 例：行動履歴を解析し行動を選択する	顧客シナリオの自動・半自動選択 行動選択の自動・半自動化

アルゴリズムモジュールの利用ケースA、つまり、アルゴリズムモジュールを顧客企業のソフトウェアまたはハードウェアに組み込みご利用いただくケースにおいては、初期設定を行った後、当社グループのアルゴリズムモジュールの利用が開始され、業務の一部に組み込まれることとなります。本ケースにおいて当社グループのアルゴリズムモジュールを利用する顧客企業は、金融、電力、広告、小売、医療、製造、セキュリティなど多岐に渡っております。

(2) 当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアについて

当社グループはアルゴリズムモジュールを活用した複数のアルゴリズムソフトウェアを開発しており、各業界に付加価値を創造するために、アルゴリズムソフトウェアの販売（ケースB）という形態でサービス提供を行っております。なお、当社グループの代表的なソフトウェアは次のとおりであります。

CELLOR（セラー）




「CELLOR」は、機械学習技術を用いたCRMソリューションであります。小売業やサービス業など、優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を目的としたCRMソリューションを提供しております。データ分析に多くの時間やコストをかけていたものについて、自動化または半自動化することによりデータ分析の時間やコストが削減できるのみならず、分析結果を基に、ユーザーに広告等を配信することにより優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を行っております。

PKSHA Vertical Vision（パークシャヴァーティカルビジョン）

「PKSHA Vertical Vision」は、業界や用途の特化型（Vertical型）の深層学習技術を用いた画像・動画の識別エンジンであり、企業向けに販売を行っております。今後、様々な業界・領域にカメラを中心としたイメージング機器が普及していくと想定されておりますが、それらの様々なイメージング機器と連携して動作し、物体検知や物体認識を実現することでイメージング機器のサービス品質を高め、サービスモデルの変革を支援します。なお、業界や用途を特化することにより、汎用型の画像・動画の識別エンジンに比べて、特定の業界や用途において、高い画像・動画の識別精度の実現を目指しております。

BEDORE（ベドア）

連結子会社である株式会社BEDOREにて提供している「BEDORE」は、チャット対応・FAQ対応の自動化ソリューションであります。当社グループが保有する業界固有表現辞書（日本語）と、システム構成を業界別に汎用的にすることで、これまで人手で行われていた接客・コールセンター・FAQ対応の自動化・半自動化を実現しております。

アルゴリズムソフトウェア名	内容	使用しているアルゴリズムモジュール	利用用途（例）
 CELLOR	機械学習技術を用いたCRMソリューション	推薦モジュール 強化学習モジュール	モバイルアプリを用いたデータ分析の自動化、また分析結果を用いたユーザーへの広告等の配信
 Vertical Vision	領域特化型の動画認識エンジン	画像/映像解析モジュール 異常検知モジュール	店頭カメラの自動認識機能等の知能化・自動化
 BEDORE	自然言語処理技術を用いた汎用型対話エンジン	対話モジュール テキスト理解モジュール 推薦モジュール	コールセンター接客対応の自動化・半自動化

このように、各業界が持つニーズに対し、アルゴリズムを用いた自動化や高品質化が実現できる領域に対しての解決方法を各アルゴリズムモジュールの機能を「組み合わせる」ことで、効果的・効率的に実現することを目指しております。

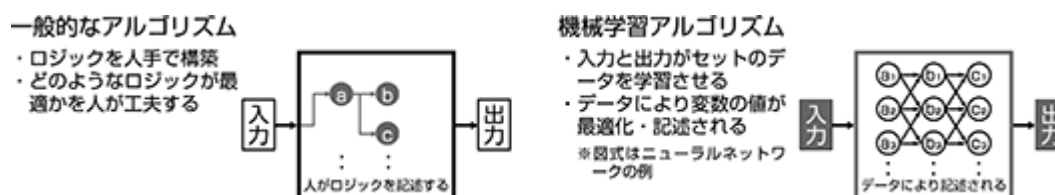
(3) アルゴリズムライセンス事業の技術的な特徴

当社グループが開発しているアルゴリズムには主に機械学習技術が用いられており、当社の事業の特徴を説明するために機械学習技術の内容を以下のとおりご説明いたします。

機械学習技術とは、データを蓄積・活用しアルゴリズムの性能を向上させる技法のことであり、デジタルデータが急増している情報化社会において重要性が急速に高まっております。これまで、ソフトウェアはソフトウェア技術者が一行一行プログラミングを行うことにより作られるのが一般的でしたが、機械学習技術を用いると、データを活用して人が記述することが困難な複雑なソフトウェアプログラムをコンピューターにより自動的に記述することができます。

特に、画像認識、言語解析、音声認識などの人工知能技術分野のソフトウェアは、ソフトウェア技術者がプログラミングを行うことで地道に精度向上を図ってきた長い歴史がありますが、平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新以降、ソフトウェア技術者はアルゴリズムの大枠のみを記述すればよく、後は大規模なデータをソフトウェアに入力し学習させることで多くの変数の値が最適化されていくことを通じ、アルゴリズムの大部分をコンピューターにより自動的に記述することが可能になりました。また、このような手法で構築されるアルゴリズムは、旧来的な手法で構築されていたアルゴリズムよりも大幅に精度向上することがわかっており、近年様々な領域で研究と産業応用が進んでおります。

[一般的なアルゴリズムと機械学習アルゴリズムの違い]



このように、機械学習技術とは、ソフトウェア技術者により一行一行全て記述される一般的なアルゴリズムとは異なり、データを集め、それを学習させることでパラメータ調整を行い、ソフトウェアを構築する技法になります。従って、よい機械学習アルゴリズムを開発するには、目的に沿ったデータを集めることが重要であり、また使えば使うほど（データが増加すればするほど）精度が向上していくという好循環構造を持ちます。当社グループはこの技術特性を正しく理解し、事業成長に効率的につながる事業展開の戦略・戦術を採用していくことを目指しております。

また、当社グループが開発しているアルゴリズムには自然言語処理技術や深層学習技術を用いたものもあります。自然言語処理技術とは、人間が日常的に使っている自然言語をコンピューターに処理させる一連の技術を指しますが、当社グループでは特に、機械学習技術を用いたアプローチを採用しており、自然言語を対象に機械学習技術を用いたアルゴリズムを事業対象としております。深層学習技術とは、機械学習技術の一分野であり多層のニューラルネットワークを用いた機械学習手法であり様々な分野でのアルゴリズムの精度が向上し、多様な分野で活用が進んでおります。この領域も当社グループは重要な技術領域と捉え技術開発・研究開発・製品化を進めております。

当社グループは、既存のソフトウェアの大部分は、長い目で見るとこのような手法により構築されるアルゴリズムソフトウェアに置き換わっていくと考えており、研究開発と市場ニーズとのタイミングがあった業界での社会実装を加速しております。また、市場拡大や人口減少に伴い各業界の就業人口が不足するタイミングや業界動向、業界ニーズに合わせて柔軟に対応し、アルゴリズムソフトウェアを市場投入していく方針であります。

(4) アルゴリズムライセンス事業の特徴

当社グループのアルゴリズムライセンス事業の主な特徴としては、以下のとおりであります。

パートナーシップ戦略：業界のリーディングカンパニーとの事業提携

当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアは、データを繰り返し学習しながらより自ら精度を高めていくソフトウェアであります。業界最大規模の教師データを持つ業界のリーディングカンパニーとの連携により、当該業界におけるソフトウェアを開発しております。それらの研究開発の中から、汎用性のある技術やノウハウをモジュール化し、ソフトウェアを開発し提供することに当社グループの強みがあり、当社グループの特徴があります。

アルゴリズムソフトウェアならではの高い継続率

アルゴリズムソフトウェアはユーザーが使うとデータがアルゴリズムにフィードバックされ、アルゴリズムの精度が向上するという特徴を持ちます。その好循環のデータの流れがプロダクトの品質を高めるため、一般的なソフトウェアに比べ、高い継続利用率を維持することが可能となっております。

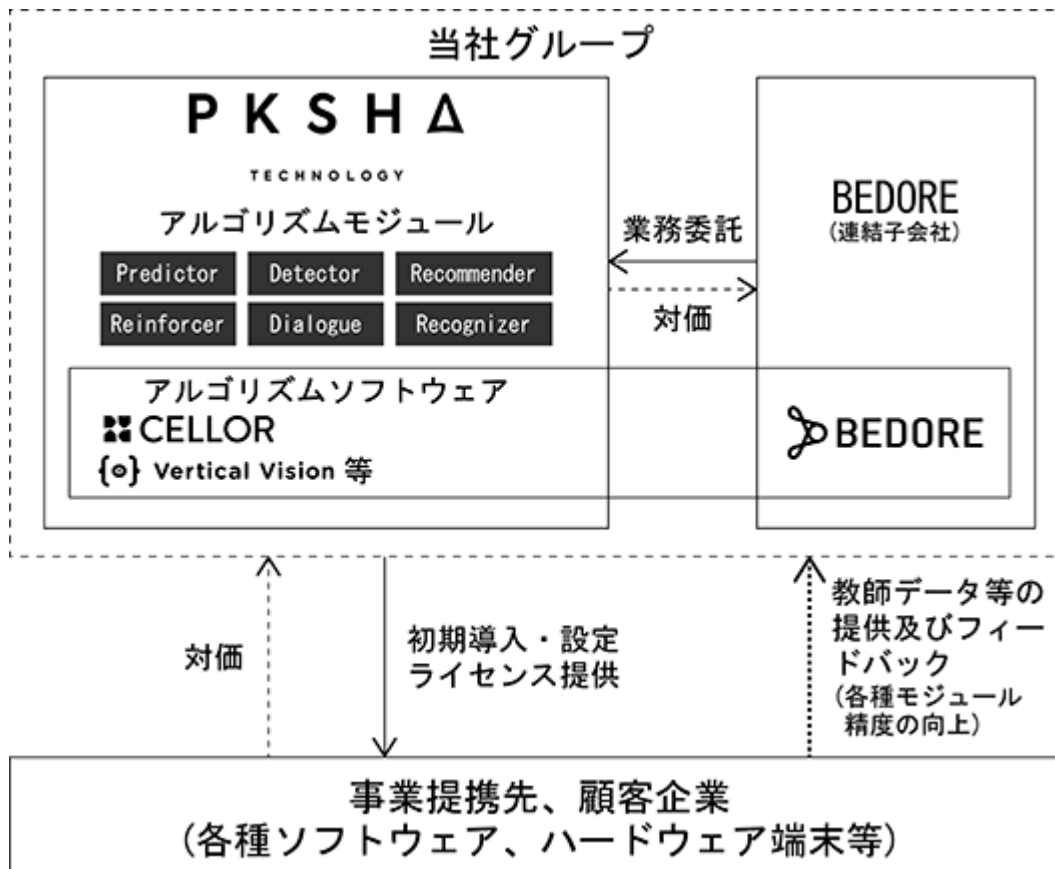
エンジニア・研究者の獲得・育成

機械学習技術/深層学習技術領域のアルゴリズム構築技術を有するアルゴリズムエンジニアや、莫大なトラフィックを捌くことができるソフトウェアエンジニアは、国内において多くないと考えております。当社グループの事業においては、エンジニア・研究者コミュニティへのアクセスをもとに、大多数（本書提出日現在、設立時から累計で73.0%）を社員紹介によるリファラル採用を実現しております。また、エンジニアの働きやすい、また働きたい環境を整えることを通じて、エンジニアの獲得・育成を行っております。

組織構造等

当社グループは、前述の通り、業界が持つニーズに対し、アルゴリズムを用いた自動化や高品質化が実現できる領域に対しての解決方法を各アルゴリズムモジュールの機能を「組み合わせる」ことで、効果的・効率的に実現することを目指しておりますが、それらを実現していく上でのアルゴリズムモジュール群を保有していること及びエンジニア中心の組織構造を構築している点（本書提出日現在、全従業員に占めるエンジニアの割合は87.5%）が当社事業の独自性であると認識しております。

< 事業系統図 >



用語解説

本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記します。

用語	用語の定義
アルゴリズム	コンピューター上における問題を解くための手順・解き方
アルゴリズムソリューション	アルゴリズムを利用して企業における業務上のさまざまな問題点を解決すること
モジュール	汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたもの
アルゴリズムモジュール	アルゴリズムを再利用可能な形でプログラムとしてひとまとまりにしたもの
アルゴリズムソフトウェア	アルゴリズムモジュールを用いて構築されたソフトウェア
機械学習技術	人工知能技術の主要な研究分野。データを反復的に学習させ、そこに潜むパターンを見つけ出すことで、コンピューター自身が予測・判断を行うための技術・手法
自然言語処理技術	人間が日常的に使っている自然言語をコンピューターに処理させる一連の技術
深層学習技術	ディープラーニング（Deep Learning、深層学習）。ニューラルネットワークにより機械学習技術を実装するための手法の一種。従来の機械学習技術では人間が特徴量を定義する必要があった（複雑な特徴を表現できない）が、ディープラーニングではアルゴリズムが教師データから特徴量を抽出できる技術・手法
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣するという観点から生まれた脳機能に見られるいくつかの特性を計算機上のシミュレーションによって表現することを目指した数学モデル
特徴量	教師データにどのような特徴があるかを数値化したもの
教師データ	機械学習を行う上で、学習の元となるデータ
CRM	顧客関係管理（Customer Relationship Management（CRM））。顧客満足度と顧客ロイヤルティの向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略/手法
API	アプリケーション・プログラム・インターフェース（Application Program Interface）の略。アプリケーションと、プログラムの間のインタフェース。自己のソフトウェアを一部公開して、他のソフトウェアと機能を共有できるようにしたもの
ASP	アプリケーション・サービス・プロバイダ（Application Service Provider）の略。アプリケーションの機能をネットワーク経由で顧客に提供
AI	Artificial Intelligenceの略称。学習・推論・認識・判断などの人間の知能的な振る舞いを行うコンピューターシステム
IoT	Internet of Things の略称。コンピューターに限らず、家電製品や自動車等のハードウェア機器をインターネットに接続し、情報をやり取りすることで生まれるイノベーションの総称
エンジン	コンピューターを使用し、さまざまな情報処理を実行する機構

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社BEDORE	東京都文京区	2,500	アルゴリズム ライセンス 事業	100.0	役員の兼任(3名) 業務委託 管理業務受託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アルゴリズムライセンス事業	32

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 最近日までの1年間において従業員が13名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
30	31.6	1.2	6,342

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 最近日までの1年間において従業員が11名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしていません。

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループの属する人工知能(AI)技術領域においては、アルゴリズムの活用による既存ソフトウェアの高度化、効率化を目指すニーズの高まりを受け、市場環境は良好な状況が続いております。

こうした環境の中で、当社グループは、既存案件の積み上げ及び新規案件の獲得を推し進めると共に、新たなアルゴリズムソフトウェアの開発や優秀な人材の確保を進めるなど積極的な投資を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は934,057千円、営業利益は395,217千円、経常利益は384,199千円、親会社株主に帰属する当期純利益は268,305千円となりました。

なお、当社グループは「アルゴリズムライセンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は、5,460,278千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は、484,819千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益384,199千円及び減価償却費21,751千円の計上、前受金の増加34,878千円の増加要因があったものの、売上債権の増加額36,069千円の資金の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、149,719千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出97,281千円及び有形固定資産の取得による支出29,129千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は、4,835,072千円となりました。これは株式の発行による収入によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績、受注実績

当社グループは、アルゴリズムサプライヤーとして、アルゴリズムモジュール及びソフトウェアを提供しており、生産及び受注の状況は記載しておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
アルゴリズムライセンス事業	934,057	
合計	934,057	

- (注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。
2. アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	181,154	19.4

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの事業環境は今後成長拡大が予想されており堅調と考えておりますが、以下の5点を今後のさらなる事業展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

(1) 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存クライアントの契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

(2) 社内環境の整備

品質・価格・納期・安心・安全すべての面で、高いレベルの価値と満足を提供することを使命としており、永続的な会社発展のためには従業員が働きやすい環境をつくることが不可欠であると考えております。

業務の効率化や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えることにより従業員がより働きやすい環境をつくるように取り組んでまいります。

(3) 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社グループはシステム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上でクライアントにサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。そのため、安定性の高いサービスを提供する上では、顧客及びトラフィック等を考慮したサーバ増設等の設備投資やサーバ管理を行っていくことが重要であり、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 景気動向及び業界動向の変動による影響

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社グループの関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。当社グループにおいては、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に優秀な機械学習・深層学習領域等のアルゴリズムモジュールの設計と導入を行うアルゴリズムエンジニアと、インフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うソフトウェアエンジニアの獲得・確保・育成を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンス体制

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報管理

当社グループは、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)に触れる場合があります。情報の取扱いについては、情報管理規程、個人情報保護管理規程等を整備し、適切な運用を義務づけております。このような対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります。その場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害等

当社グループがクラウドで提供しているソフトウェアの大半は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制・制度動向による影響

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社グループが営むインターネット関連事業そのものを規制する法令はありませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定されたり、既存の法令等の適用が明確になったり、あるいは何らかの自主的なルール化が行われた場合、当社グループの事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新への対応

当社グループが事業を展開するインターネット関連業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行なわれております。当社グループのサービスは、当社グループの機械学習技術/深層学習技術・自然言語処理技術と当社グループの独自データを組み合わせることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。顧客からの紹介等のインバウンドでの取引受注が大半であり、また高い顧客継続率を維持しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社グループのサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、新規受注の減少や高い顧客継続率の低下により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権におけるリスク

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 特定の人物への依存

当社グループの代表取締役 上野山勝也は、経営戦略、事業戦略、開発戦略等当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、同氏が当社グループを退職した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であること

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業

当社グループのアルゴリズムモジュール及びソフトウェアは、商品特性ゆえに幅広い産業に対して提供することが可能であります。今後も引き続き、小売やコールセンター市場のみならず、他の産業にも積極的に参入し、新サービス及び新規事業に取り組んでまいります。これによりシステムへの投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は11.4%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社グループの株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(13) 配当政策

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、学習するアルゴリズムで世の中を新しくしていくことを目指し、機械学習技術/深層学習技術、自然言語処理技術を用いた新たなアルゴリズム及びソフトウェアの研究開発に取り組んでおります。

社内体制は、東京大学や東北大学の助教を経験していたメンバーを始め、アカデミック領域において高い専門性を有するメンバーを中心に研究開発を行っております。

当連結会計年度における当社グループの研究開発活動の金額は、9,142千円であります。

当連結会計年度の研究開発活動は、以下のとおりであります。

(1) 機械学習技術を用いた広告画像の自動生成措置の研究開発

広告画像をパラメータで表現し、生成パラメータから広告画像を生成すると共に、広告画像を出稿した際の広告効果と関連付け、広告画像に対する広告効果の推定モデルの研究開発を行いました。

(2) 深層学習技術を用いた音声合成エンジンの研究開発

深層学習技術を用いてテキストから対応する人間の音声の波形データを合成する研究開発を行いました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしていません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況」に記載のとおりであります。

また、連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態に関する分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は、5,852,657千円となりました。主な内訳としては、現金及び預金5,460,278千円、売掛金148,112千円となっております。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債は、313,386千円となりました。主な内訳としては、未払法人税等138,024千円となっております。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は、5,539,270千円となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、934,057千円となりました。これは主に、BEDOREのリリースに伴うアルゴリズムソフトウェア売上の増加や、取引先の増加等によるアルゴリズムモジュール売上の増加によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、339,827千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費・外注費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、594,229千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、199,011千円となりました。これは主に、租税公課・支払報酬等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、395,217千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当連結会計年度の営業外収益は、5千円となりました。これは、雑収入によるものであります。一方で、営業外費用は、11,023千円となりました。これは、株式公開費用・株式交付費償却によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、384,199千円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度において特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、384,199千円となり、法人税等を115,894千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、268,305千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは「未来のソフトウェアを形にする」ことをコーポレートミッションに掲げ、社内で開発した学習するアルゴリズムを様々なソフトウェアとハードウェア機器に組み込み、それらを利用するユーザーの体験を新しくアップデートすることを目指しております。それらを通じ、様々な業界のデジタル進化のスピードを早め、情報化社会に貢献していくことを目指しております。

当該ミッションを達成していく上で、強みとする言語の自動応答や画像認識領域におけるスマートフォン等のアルゴリズムサプライヤーとして事業を展開しております。

今後は、機械学習技術/深層学習技術、自然言語処理技術を用いたアルゴリズムを様々な業界及び用途に最適な形で提供するとともに、各種ハードウェア端末(各種IoT機器)への導入を加速させて参りたいと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、学習するソフトウェアの新規開発及び充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は126,411千円(無形固定資産含む)であり、その主な内容は、ソフトウェアの開発によるものであります。

なお、当社グループはアルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1)提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	事務所他	29,859	10,475	68,028	1,504	109,868	30

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

2. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は25,709千円であります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物及び一括償却資産の合計であります。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)国内子会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	ソフトウェア			49,007		49,007	

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,779,000	12,799,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら制限のない当社に おける標準となる株式であり ます。 また、単元株式数は100株と なっております。
計	12,779,000	12,799,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(平成27年1月31日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	25(注)1、5	15(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)1、5	15,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46 (注)2、5	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年2月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(平成27年7月1日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	27(注)1、5	17(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 (注)1、5	17,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46 (注)2、5	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年8月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(平成27年9月1日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	16(注)1、5	16(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000 (注)1、5	16,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46 (注)2、5	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(平成28年2月1日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	126(注)1、5	126(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,000 (注)1、5	126,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66 (注)2、5	66 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月2日 至 平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66 資本組入額 33 (注)5	発行価格 66 資本組入額 33 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(平成28年2月25日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	359(注)2、6	359(注)2、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,000 (注)2、6	359,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66 (注)3、6	66 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成28年3月1日 至平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66 資本組入額 33 (注)6	発行価格 66 資本組入額 33 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき580円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成28年3月1日から平成38年2月28日において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。

行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の当社取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 新株予約権者は、上記(1)により本新株予約権を行使しなければならない場合を除き、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合、または、当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、上記(2)の場合にのみ本新株予約権を行使することができるが、当社取締役会が認めた場合には、当社は、新株予約権者が保有する本新株予約権の全部または一部を30日以内に行使させることができる。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(平成28年5月20日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1、5	50(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注)1、5	50,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)2、5	300 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注)5	発行価格 300 資本組入額 150 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,770(注)2、6	8,770(注)2、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	877,000 (注)2、6	877,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)3、6	300 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成35年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注)6	発行価格 300 資本組入額 150 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき330円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 本新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の損益計算書における営業利益が以下(a)または(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下(a)または(b)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
 - (a) 280百万円を超過した場合：行使可能割合:50%
 - (b) 400百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
 - (4) 受益者が本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、当該受益者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (5) 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月16日 (注)1	10,000	10,000	1,000	1,000		
平成28年5月13日 (注)2	527	10,527	79,050	80,050	79,050	79,050
平成28年10月31日 (注)3	178	10,705	124,600	204,650	124,600	203,650
平成29年6月7日 (注)4	10,694,295	10,705,000		204,650		203,650
平成29年9月21日 (注)5	2,074,000	12,779,000	2,305,686	2,510,336	2,305,686	2,509,336

(注) 1. 会社設立

発行価格 100円

資本組入額 100円

2. 有償第三者割当増資

割当先 NKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

3. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社NTTドコモ、伊藤忠商事株式会社

発行価格 1,400,000円

資本組入額 700,000円

4. 株式分割(1:1,000)によるものです。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,400円

引受価額 2,223.42円

資本組入額 1,111.71円

6. 平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が20,000株、資本金が460千円及び資本準備金が460千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		8	29	95	39	3	3,162	3,336	
所有株式数 (単元)		13,770	3,965	28,137	2,138	20	79,751	127,781	900
所有株式数 の割合(%)		10.78	3.10	22.02	1.67	0.02	62.41	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
上野山 勝也	東京都新宿区	5,120,900	40.07
山田 尚史	東京都港区	1,780,000	13.93
NKリレーションズ合同会社	東京都港区麻布十番1丁目10番10号	1,517,000	11.87
特定金外信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	990,000	7.75
株式会社L U C E C a p i t a l	東京都新宿区西五軒町12番1号	660,000	5.16
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	383,300	3.00
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	183,800	1.44
株式会社N T T ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	107,000	0.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	96,700	0.76
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	88,300	0.69
計		10,927,000	85.51

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

特定金外信託受託者 株式会社S M B C 信託銀行	990,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	96,700株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,778,100	127,781	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	900		
発行済株式総数	12,779,000		
総株主の議決権		127,781	

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成27年1月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年1月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により本書提出日現在の付与対象者の人数は、従業員1名であります。

第2回新株予約権(平成27年7月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年7月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により本書提出日現在の付与対象者の人数は、従業員2名であります。

第3回新株予約権(平成27年9月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年9月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権(平成28年2月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年2月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、取締役就任による区分変更により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役 1名、従業員6名であります。

第6回新株予約権(平成28年5月20日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、子会社代表取締役就任による区分変更により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、子会社代表取締役1名、従業員4名であります。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第7回新株予約権を発行しております。

第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)

当社の代表取締役である上野山勝也及び取締役である山田尚史は、当社グループの現在及び将来の役職員及び当社グループと継続的な役務提供を内容とする顧問契約・業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成28年7月14日開催の株主総会決議に基づき、平成28年7月22日付で公認会計士/税理士浅利圭佑を受託者として「単独運用・特定金外信託(PKSHA Technology新株予約権信託)」(以下「本信託(第7回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第7回新株予約権)に基づき、浅利圭佑に対して、平成28年7月22日に第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第7回新株予約権)は、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、その功績に応じて、浅利圭佑が、受益者適格要件を満たす者に対して、第7回新株予約権8,770個(本書提出日現在1個当たり100株相当)を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第7回新株予約権の分配を受けた者は、当該第7回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第7回新株予約権)は3つの契約(W001からW003まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	単独運用・特定金外信託 (PKSHA Technology新株予約権信託)
委託者	上野山勝也、山田尚史
受託者	浅利圭佑
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	平成28年7月22日
信託の種類と新株予約権数	(W001) 4,310個 (W002) 1,050個 (W003) 3,410個
信託期間満了日	(W001) 平成30年6月29日又は上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日 (W002) 平成31年12月17日又は上場後2年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日 (W003) 平成33年6月30日又は東証一部又は二部への上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第7回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で(W001)から(W003)までのそれぞれにつき第7回新株予約権8,770個(本書提出日現在1個当たり100株相当)が信託の目的となっております。なお、第7回新株予約権の概要については「(2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第7回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。なお、受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとに人事評価に基づくものと特別な功労が認められた場合などに付与される個別のボーナスパッケージの2種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。 人事評価に基づく新株予約権の配分 受益候補者のうち取締役及び従業員に個別に付与されるポイント数の按分によって行う。 個別のボーナスパッケージ 特に業績の向上や社内体制構築に貢献があると認められた者に対して分配される。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
最高(円)					9,880
最低(円)					4,890

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. 当社株式は、平成29年9月22日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)						9,880
最低(円)						4,890

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. 当社株式は、平成29年9月22日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役		上野山 勝也	昭和57年7月18日生	平成19年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社 平成23年3月 株式会社グリーン 入社 平成24年10月 株式会社 AppReSearch 設立(現 当社) 取締役就任 平成26年4月 東京大学 消費インテリジェンス寄付講座 特任助教就任 平成28年4月 株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital)代表取締役就任(現任) 平成28年6月 当社代表取締役就任(現任) 平成28年10月 株式会社BEDORE 取締役就任(現任)	(注)3	5,780,900 (注)5
取締役	事業開発本部長	山田 尚史	平成1年6月28日生	平成23年6月 ソンデア知的財産事務所 入所 平成24年10月 株式会社 AppReSearch 設立(現 当社) 代表取締役就任 平成28年6月 当社取締役就任(現任) 平成28年6月 当社事業開発本部長就任(現任) 平成28年10月 株式会社BEDORE 取締役就任(現任)	(注)3	1,780,000
取締役	経営管理本部長	吉岡 哲俊	昭和56年5月21日生	平成18年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成22年10月 公認会計士登録 平成26年3月 株式会社ネオキャリア 入社 平成27年10月 当社入社 平成28年6月 当社経営管理本部長就任(現任) 平成28年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役		松島 陽介	昭和47年9月1日生	平成7年4月 第一生命保険株式会社 入社 平成13年6月 A.Tカーニー株式会社 入社 平成17年10月 マッキンゼー&カンパニー 入社 平成19年2月 株式会社MKSパートナーズ入社 平成20年12月 丸の内キャピタル株式会社 入社 平成24年4月 NKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)代表取締役就任 平成24年7月 エヌエスパートナーズ株式会社 取締役就任(現任) 平成24年11月 いきいき株式会社(現 株式会社ハルメク) 取締役就任(現任) 平成25年3月 株式会社全国通販 取締役就任(現任) 平成25年5月 NKワークス株式会社(現 ノーリツプレジジョン株式会社)取締役就任 平成25年5月 フィード株式会社 取締役就任(現任) 平成25年5月 株式会社アイメディック(現 株式会社Aimedic MMT)取締役就任 平成25年6月 ノーリツ鋼機株式会社 取締役副社長COO就任(現任) 平成25年10月 株式会社日本医療データセンター 代表取締役社長就任 平成26年9月 株式会社エム・エム・ティー 取締役就任 平成26年10月 株式会社日本医療データセンター 取締役就任(現任) 平成27年6月 テイボー株式会社 取締役就任(現任) 平成27年7月 株式会社ドクターネット 取締役就任(現任) 平成28年4月 GeneTech株式会社 取締役就任(現任) 平成28年6月 株式会社ジーンテクノサイエンス 取締役就任(現任) 平成28年6月 NKリレーションズ合同会社 職務執行者就任(現任) 平成28年6月 当社取締役就任(現任) 平成28年7月 株式会社ユニケソフトウェアリサーチ 取締役就任(現任) 平成29年11月 日本共済株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		水谷 健彦	昭和48年1月31日生	平成7年4月 平成9年1月 平成9年5月 平成9年8月 平成13年4月 平成20年3月 平成25年5月 平成27年1月 平成29年6月	株式会社山野楽器 入社 株式会社テイハツ 入社 株式会社グランドベスト 入社 株式会社リクルート人材センター(現 株式会社リクルートキャリア) 入社 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 株式会社リンクアンドモチベーション 取締役就任 株式会社JAM 設立 代表取締役就任(現任) 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		藤岡 大祐	昭和56年7月8日生	平成16年12月 平成26年1月 平成27年8月 平成27年11月 平成28年6月 平成28年10月	新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ(現 株式会社YCP Japan)入社 株式会社YGAパートナーズ 代表取締役就任 DATUM STUDIO株式会社 監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社BEDORE 監査役 就任(現任)	(注)4	
監査役		下村 将之	昭和56年10月14日生	平成25年2月 平成28年6月	下村総合法律事務所 設立 所長就任(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		佐藤 裕介	昭和59年4月25日生	平成20年4月 平成23年5月 平成24年6月 平成24年9月 平成25年12月 平成28年12月 平成29年1月	グーグル株式会社 入社 株式会社フリークアウト(現 株式会社フリークアウト・ホールディングス) 入社 株式会社フリークアウト(現 株式会社フリークアウト・ホールディングス) 取締役就任 株式会社イグニス 取締役就任(現任) M.T.Burn株式会社 代表取締役社長就任(現任) 当社 監査役就任(現任) 株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役社長就任(現任)	(注)4	50,000
計							7,610,900

- (注) 1. 取締役 松島陽介、水谷健彦は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤岡大祐、下村将之及び佐藤裕介は、社外監査役であります。
3. 平成29年7月19日開催の臨時株主総会の締結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会締結の時までであります。
4. 平成29年7月19日開催の定時株主総会の締結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会締結の時までであります。
5. 代表取締役上野山勝也の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社LUCE Capitalが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性及び透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性及びコンプライアンス(法令遵守)の徹底によりコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．会社の機関の内容

当社は監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

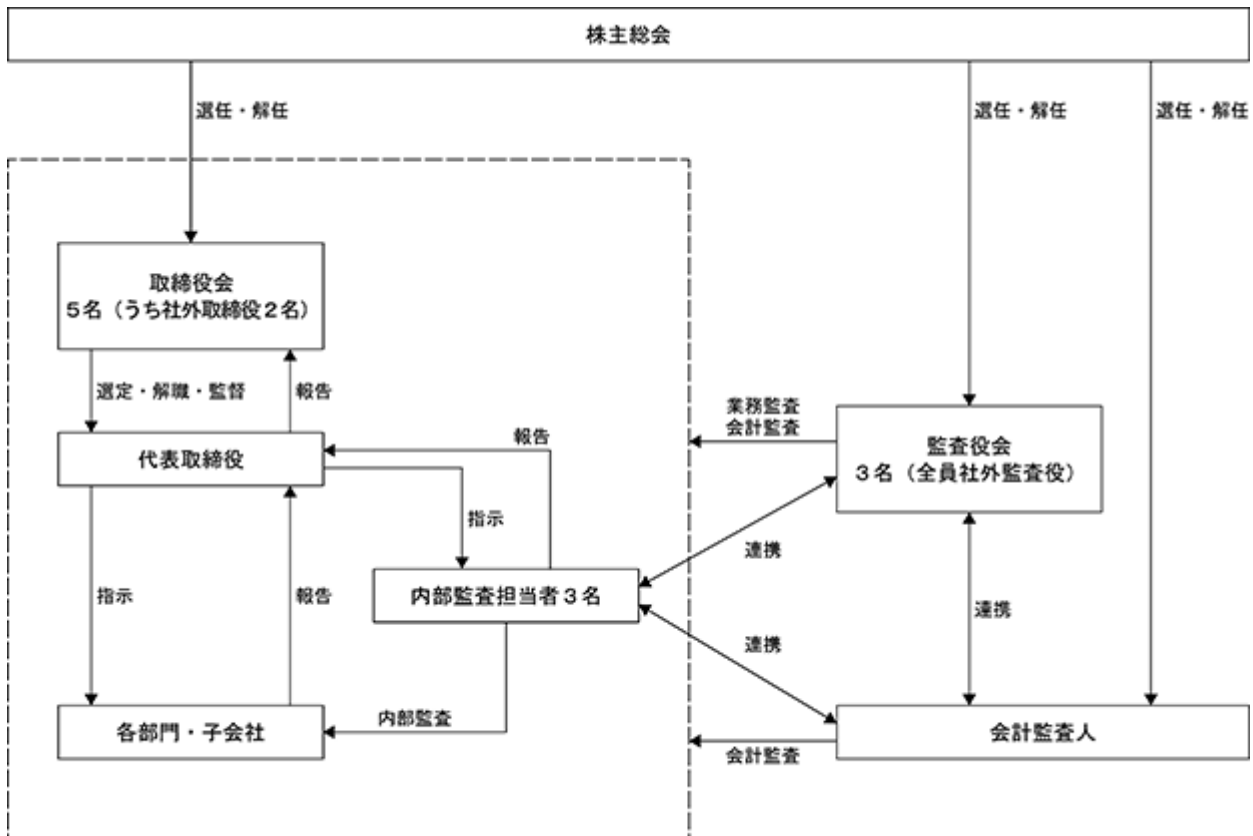
b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制



八．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社の経営に悪影響をもたらすリスクに対する的確な管理・実践を可能にするべく、「リスク管理規程」を制定しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。

また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社業務が関係会社管理規程に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役の承認により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査規程に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているか確認しております。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。

また、監査役は監査役会規程の定めに基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。

さらに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の取締役5名のうち、2名は社外取締役であります。また、監査役3名は全員社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役松島陽介は、当社の株主であるNKリレーションズ合同会社の職務執行者、NKリレーションズ合同会社の100%親会社であるノーリツ鋼機株式会社の取締役及び当社業務提携先である株式会社ドクターネット(NKリレーションズ合同会社の100%子会社)の取締役及び当社の外注先であるDTラボ株式会社(NKリレーションズ合同会社の100%子会社)の取締役を兼務しておりますが、その他に当社と人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社と社外取締役水谷健彦との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役松島陽介、社外取締役水谷健彦は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役佐藤裕介は当社株式50,000株及び新株予約権75個(75,000株)を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社と社外監査役藤岡大祐、下村将之との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役藤岡大祐は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役下村将之は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役佐藤裕介は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員・業務執行社員 坂井 知倫 (継続監査年数2年)
 指定有限責任社員・業務執行社員 筆野 力 (継続監査年数2年)
- ・監査業務における補助者の構成
 公認会計士 5名
 その他 1名

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	16,785	16,785				3
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外取締役	400	400				1
社外監査役	4,560	4,560				3

(注) 事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名であります。支給人数と相違しているのは、無報酬の社外取締役1名を含んでいないためであります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 5,326千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は5名以内とする旨定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	11,800	1,200
連結子会社		
計	11,800	1,200

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できるように体制整備に努めているほか、セミナーへの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,460,278
売掛金	148,112
その他	25,668
貸倒引当金	814
流動資産合計	5,633,245
固定資産	
有形固定資産	1 41,839
無形固定資産	114,698
投資その他の資産	38,421
固定資産合計	194,960
繰延資産	24,452
資産合計	5,852,657

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払法人税等	138,024
その他	175,225
流動負債合計	313,249
固定負債	
その他	137
固定負債合計	137
負債合計	313,386
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,510,336
資本剰余金	2,509,336
利益剰余金	516,182
株主資本合計	5,535,855
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	312
その他の包括利益累計額合計	312
新株予約権	3,102
純資産合計	5,539,270
負債純資産合計	5,852,657

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	934,057
売上原価	339,827
売上総利益	594,229
販売費及び一般管理費	1, 2 199,011
営業利益	395,217
営業外収益	
雑収入	5
営業外収益合計	5
営業外費用	
株式交付費償却	1,048
株式公開費用	9,974
営業外費用合計	11,023
経常利益	384,199
税金等調整前当期純利益	384,199
法人税、住民税及び事業税	130,816
法人税等調整額	14,922
法人税等合計	115,894
当期純利益	268,305
親会社株主に帰属する当期純利益	268,305

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益	268,305
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	380
その他の包括利益合計	1 380
包括利益	268,686
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	268,686

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	80,050	79,050	247,877	406,977
当期変動額				
新株の発行	2,430,286	2,430,286		4,860,573
親会社株主に帰属する当期純利益			268,305	268,305
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,430,286	2,430,286	268,305	5,128,878
当期末残高	2,510,336	2,509,336	516,182	5,535,855

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	68	68	3,102	410,011
当期変動額				
新株の発行				4,860,573
親会社株主に帰属する当期純利益				268,305
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	380	380	-	380
当期変動額合計	380	380	-	5,129,259
当期末残高	312	312	3,102	5,539,270

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	384,199
減価償却費	21,751
売上債権の増減額(は増加)	36,069
仕入債務の増減額(は減少)	31,510
前受金の増減額(は減少)	34,878
未払金の増減額(は減少)	20,236
その他	60,633
小計	517,140
利息の受取額	0
法人税等の支払額	32,320
営業活動によるキャッシュ・フロー	484,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	29,129
無形固定資産の取得による支出	97,281
その他	23,308
投資活動によるキャッシュ・フロー	149,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	4,835,072
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,835,072
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,170,172
現金及び現金同等物の期首残高	290,106
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,460,278

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

株式会社BEDORE

なお、株式会社BEDOREについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることになりました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 6～8年

その他 3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
減価償却累計額	12,495千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	21,745千円
採用教育費	21,083 "
租税公課	28,078 "
支払報酬料	26,779 "

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
	9,142千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	548
税効果調整前	548
税効果額	167
その他有価証券評価差額金	380
その他の包括利益合計	380

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,527	12,768,473		12,779,000

(注) 当連結会計年度の増加は、平成28年10月31日付の第三者割当増資による178株、平成29年6月7日付の1:1,000の株式分割による10,694,295株、平成29年9月21日付の公募増資による2,074,000株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	359	358,641		359,000	208
	第7回新株予約権	普通株式	877	876,123		877,000	2,894
	ストックオプションとしての新株予約権						
合計			1,236	1,234,764		1,236,000	3,102

(注)1. 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 当連結会計年度の増加は、平成29年6月7日付の1:1,000の株式分割によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	5,460,278千円
現金及び現金同等物	5,460,278千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

なお、資金運用については安全性を重視し、短期的な預金等の金融資産に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する株式等であり、発行体のリスクに晒されております。なお、外貨建ての投資有価証券については為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等の把握に努め、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

当連結会計年度(平成29年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,460,278	5,460,278	
(2) 売掛金	148,112	148,112	
貸倒引当金()	814	814	
	147,298	147,298	
資産計	5,607,576	5,607,576	
(3) 未払法人税等	138,024	138,024	
負債計	138,024	138,024	

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年9月30日
非上場株式	15,340

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成29年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,460,278			
売掛金	148,112			
合計	5,608,390			

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社 (第1回新株予約権)	提出会社 (第2回新株予約権)	提出会社 (第3回新株予約権)
決議年月日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員5名	従業員3名	従業員1名
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 144,000	普通株式 58,000	普通株式 16,000
付与日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年8月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成36年12月31日

会社名	提出会社 (第4回新株予約権)	提出会社 (第6回新株予約権)
決議年月日	平成28年2月1日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員7名	従業員5名
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 126,000	普通株式 50,000
付与日	平成28年2月1日	平成28年5月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年2月2日 至 平成36年12月31日	自 平成30年6月1日 至 平成36年12月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記ストック・オプションの数は当該株式分割を反映して記載しております。

2. 権利確定条件は以下の通りであります。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会（当社に取締役会が設置された場合には、取締役会）が認めた場合は行使できるものとする。
- b. 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、新株予約権を行使することができる
- c. 上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に新株予約権を行使することができる。なお、各新株予約権に割り当てられた新株予約権総数に以下の割合を乗じた新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%を行使することができる。
 - 上場日から1年以内
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の40%
 - 上場日から2年以内
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の60%
 - 上場日から3年以内
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の80%
 - 上場日から3年後の日以降
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%
- d. 1個の新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

- e. 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社 (第1回新株予約権)	提出会社 (第2回新株予約権)	提出会社 (第3回新株予約権)
決議年月日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	144,000	58,000	16,000
付与	-	-	-
失効	119,000	31,000	-
権利確定	10,000	10,000	
未確定残	15,000	17,000	16,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	10,000	10,000	
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	10,000	10,000	

会社名	提出会社 (第4回新株予約権)	提出会社 (第6回新株予約権)
決議年月日	平成28年2月1日	平成28年5月20日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	126,000	50,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	126,000	50,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	提出会社 (第1回新株予約権)	提出会社 (第2回新株予約権)	提出会社 (第3回新株予約権)
決議年月日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
権利行使価格(円)	46	46	46
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-
会社名	提出会社 (第4回新株予約権)	提出会社 (第6回新株予約権)	
決議年月日	平成28年2月1日	平成28年5月20日	
権利行使価格(円)	66	300	
行使時平均株価(円)	-	-	
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,254,956千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,278千円
未払事業税	13,473 "
固定資産の未実現利益	1,039 "
その他	1,594 "
繰延税金資産小計	18,385千円
評価性引当額	"
繰延税金資産合計	18,385千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	137 "
繰延税金負債合計	137 "
繰延税金資産純額	18,247千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	30.86%
(調整)	
税額控除	2.09%
住民税均等割等	0.33%
連結子会社の適用税率差異	1.15%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.17%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	181,154	

(注) 当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントとしているため、セグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	上野山勝也			当社 代表取締役	(被所有) 直接40.07% 間接5.16%	債務被保証	当社不動産賃 貸借契約の債 務被保証(注)	18,090		

(注) 当社事務所の不動産賃貸借契約について債務保証を受けております。また上記取引金額には債務被保証期間の賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。なお、当該被債務保証は、当連結会計年度末時点では、解消済みであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	433.47円
1株当たり当期純利益金額	24.98円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	22.03円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は平成29年9月22日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場しており、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	268,305
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	268,305
普通株式の期中平均株式数(株)	10,741,509
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	1,480,000
(うち新株予約権)(株)	(1,480,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)			704,648	934,057
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)			367,930	384,199
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (千円)			250,333	268,305
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			23.43	24.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)			9.07	1.65

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	290,106	5,343,225
売掛金	112,042	133,582
仕掛品	2,405	
前払費用	2,509	7,390
繰延税金資産	3,069	12,127
その他	62	1 2,492
貸倒引当金	672	801
流動資産合計	409,523	5,498,017
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	16,412	29,859
工具、器具及び備品（純額）	1,567	10,475
その他（純額）	723	1,504
有形固定資産合計	18,702	41,839
無形固定資産		
のれん	1,080	648
ソフトウェア	31,415	68,028
無形固定資産合計	32,495	68,676
投資その他の資産		
投資有価証券	5,257	15,340
関係会社株式		5,000
繰延税金資産	423	704
その他	7,725	20,700
投資その他の資産合計	13,406	41,744
固定資産合計	64,605	152,260
繰延資産		
株式交付費		24,452
繰延資産合計		24,452
資産合計	474,128	5,674,729

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,755	23,020
未払金	14,126	34,029
未払費用	11,175	21,653
未払法人税等	12,641	94,834
未払消費税等	10,013	22,404
前受金	1,620	
預り金	628	3,782
賞与引当金	3,156	6,419
流動負債合計	64,117	206,144
固定負債		
繰延税金負債		137
固定負債合計		137
負債合計	64,117	206,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,050	2,510,336
資本剰余金		
資本準備金	79,050	2,509,336
資本剰余金合計	79,050	2,509,336
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	247,877	445,360
利益剰余金合計	247,877	445,360
株主資本合計	406,977	5,465,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	68	312
評価・換算差額等合計	68	312
新株予約権	3,102	3,102
純資産合計	410,011	5,468,447
負債純資産合計	474,128	5,674,729

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成27年10月1日 平成28年9月30日)	(自 至	平成28年10月1日 平成29年9月30日)
売上高		459,665	1	880,995
売上原価		192,518	1	411,922
売上総利益		267,146		469,072
販売費及び一般管理費	2	109,396	2	192,316
営業利益		157,750		276,755
営業外収益				
経営管理料			1	10,003
雑収入				5
営業外収益合計				10,009
営業外費用				
株式交付費償却				1,048
株式公開費用				9,974
営業外費用合計				11,023
経常利益		157,750		275,741
税引前当期純利益		157,750		275,741
法人税、住民税及び事業税		38,792		87,627
法人税等調整額		2,769		9,369
法人税等合計		41,562		78,258
当期純利益		116,188		197,483

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	99,573	43.3	158,433	34.3
経費		60,490	26.3	107,433	23.2
外注費		69,829	30.3	196,283	42.5
当期総製造費用		229,893	100.0	462,150	100.0
仕掛品期首たな卸高		10,125		2,405	
合計		240,018		464,555	
仕掛品期末たな卸高		2,405			
他勘定振替高	2	45,095		52,632	
売上原価		192,518		411,922	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	41,167	76,586
地代家賃	17,852	20,531

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	32,871	43,489
研究開発費	12,224	9,142

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000			131,688	131,688	132,688
当期変動額						
新株の発行	79,050	79,050	79,050			158,100
当期純利益				116,188	116,188	116,188
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	79,050	79,050	79,050	116,188	116,188	274,288
当期末残高	80,050	79,050	79,050	247,877	247,877	406,977

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	589	589		133,278
当期変動額				
新株の発行				158,100
当期純利益				116,188
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	657	657	3,102	2,444
当期変動額合計	657	657	3,102	276,733
当期末残高	68	68	3,102	410,011

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	80,050	79,050	79,050	247,877	247,877	406,977
当期変動額						
新株の発行	2,430,286	2,430,286	2,430,286			4,860,573
当期純利益				197,483	197,483	197,483
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,430,286	2,430,286	2,430,286	197,483	197,483	5,058,056
当期末残高	2,510,336	2,509,336	2,509,336	445,360	445,360	5,465,033

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	68	68	3,102	410,011
当期変動額				
新株の発行				4,860,573
当期純利益				197,483
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	380	380		380
当期変動額合計	380	380		5,058,436
当期末残高	312	312	3,102	5,468,447

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	6～8年
その他	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

6 重要な収益及び費用の計上基準

開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる開発プロジェクトについては工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積もりは原価比例法)を適用し、その他の開発プロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分記載されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
立替金	千円	2,300千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対する営業費用及び営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年10月31日)
売上高	千円	46,487 千円
仕入高	"	105,679 "
経営管理料	"	10,003 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	8,960千円	21,745千円
研究開発費	12,224 "	9,142 "
租税公課	1,614 "	28,078 "
支払報酬料	23,442 "	26,581 "
減価償却費	3,560 "	7,374 "
おおよその割合		
販売費	14 %	8%
一般管理費	86 %	92%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,120千円	2,278千円
未払事業税	1,949 "	9,602 "
その他	423 "	951 "
繰延税金資産小計	3,493千円	12,832千円
評価性引当額	"	"
繰延税金資産合計	3,493千円	12,832千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	"	137 "
繰延税金負債合計	"	137 "
繰延税金資産純額	3,493千円	12,694千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	35.36%	30.86%
(調整)		
中小法人軽減税率	0.75%	%
税額控除	8.52%	2.91%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.32%	0.00%
住民税均等割等	0.18%	0.44%
その他	0.24%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.35%	28.38%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	19,830	16,137		35,967	6,108	2,690	29,859
工具、器具及び備品	2,305	12,178		14,484	4,008	3,270	10,475
その他	1,957	1,925		3,882	2,378	1,144	1,504
有形固定資産計	24,092	30,241		54,334	12,495	7,104	41,839
無形固定資産							
のれん	2,160			2,160	1,512	432	648
ソフトウェア	32,871	47,197		80,068	12,040	10,584	68,028
無形固定資産計	35,031	47,197		82,228	13,552	11,016	68,676
繰延資産							
株式交付費		25,501		25,501	1,048	1,048	24,452
繰延資産計		25,501		25,501	1,048	1,048	24,452

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア CELLOR開発に伴う増加 24,105千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	672	801		672	801
賞与引当金	3,156	6,419	3,156		6,419

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日まで
定時株主総会	毎年12月中
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://pkshatech.com
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)
平成29年8月18日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成29年9月5日及び平成29年9月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月25日

株式会社PKSHA Technology
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社PKSHA Technologyの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PKSHA Technology及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月25日

株式会社PKSHA Technology
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	井	知	倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆	野		力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社PKSHA Technologyの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PKSHA Technologyの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。